

仕様書等に対する質問の回答書

令和7年5月28日

広島県会計管理部契約・調達管理課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

業 務 名 : 複写機の借入れ及び保守

質 問 事 項	複写機仕様書内記載 4 保守業務の内容 (7) 契約が終了した場合は、複写機及び残存消耗品を速やかに撤去すること。 なお、この場合の撤去に要する費用は契約業者の負担とする。 契約（令和7年9月1日から令和12年8月31日）を満了しない場合について 県側の都合での複写機撤去に関しての費用負担はいかがでしょうか。
回 答	契約書及び仕様書に定められている事由以外のことについては、契約書第28条「この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。」の規定に基づき甲乙協議により定めることとしています。